

平成19年7月27日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京グロスリート投資法人
代表者名 執行役員 角替 隆志
東京都千代田区九段北四丁目1番9号
(コード番号: 8963)

投資信託委託業者名
グロスリート・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 芝辻 直基
問合せ先 取締役運用管理部長 大塚 雅一
(TEL 03-3238-5341)

規約の変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成19年7月27日開催の役員会において、規約変更および役員選任に関し、下記のとおり決議しましたのでお知らせします。

なお、下記事項は平成19年9月20日に開催される本投資法人の投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 本投資法人の資産運用の基本方針及び投資態度において、運用資産の更なる成長を目指し、機動的な対応による優良な運用資産に対する取得機会の確保を図るため、「東京及び東京周辺都市部」という投資地域に関する制限を撤廃するものであります。
- (2) 東京証券取引所上場規程が改正され、上場投資法人の運用資産等に占める不動産等以外の資産についての保有制限が緩和されたことに伴い、本投資法人の資産運用の基本方針に必要又は有用と認められる資産への投資を可能とするため、資産運用の対象となる資産の種類を拡大するものであります。
- (3) 役員の役割及び責任が一層高まっていることを踏まえ、役員の報酬額を妥当な水準とすることができるよう金額上限の変更を行うものであります。
- (4) 「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行並びに「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)の改正に伴い、現行規約の全般にわたって必要な字句の変更等を行うとともに、証券取引法の題名を金融商品取引法に変更するものです。また、法令の改正及び今後の改正に対応するため、資産運用の対象となる資産の定めにおいて証券取引法その他の法令及び条文の引用等を削除し、規定を簡素化するものです。
- (5) 本投資法人の設立に際して必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、現状では不要となった文言を削除するものであります。また、本投資法人のポートフォリオの拡大に伴い、資産運用会社との資産運用報酬の額及び支払に関する基準を見直し、これを変更するものであります。なお、係る資産運用報酬等の変更を踏まえ、本投資法人と資産運用会社であるグロスリート・アドバイザーズ株式会社が平成14年1月14日に締結した資産運用委託契約を一部変更することについては、本投資主総会の第2号議案として別途上程いたします。
- (6) 投信法の改正に伴い、今後、投資法人による短期投資法人債の発行が可能となることを踏まえ、本投資法人の機動的な資金調達を可能とするために、規定の変更を行うものであります。

(7) 上記の他、条文の新設、削除に伴い条数の整備等を行うとともに、必要な規定の加除、表現の変更及び明確化、並びにその他字句の修正を行うものであります。

(規約変更の詳細については、添付資料「投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

2. 役員選任について

執行役員及び監督役員より平成19年9月30日をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、平成19年9月20日に開催される本投資法人の投資主総会におきまして、執行役員1名及び監督役員2名の選任について議案を提出いたします。

また、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任について議案を提出いたします。なお、補欠執行役員候補者である芝辻直基は、本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者であるグロースリート・アドバイザーズ株式会社の代表取締役であります。このため、本投資法人の補欠執行役員となることについて平成19年6月26日付けにて投信法第13条に基づく兼職の承認を金融庁長官より取得しております。

(役員選任の詳細については、添付資料「投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

3. 投資主総会等の日程

平成19年6月25日 投資主総会提出議案承認役員会
平成19年9月4日 投資主総会招集通知の発送(予定)
平成19年9月20日 投資主総会開催(予定)

以上

<添付資料>

投資主総会招集ご通知

*本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

*本投資法人のホームページアドレス：<http://www.tgr-inv.co.jp/>

(証券コード 8963)
平成19年9月4日

投資主各位

東京都千代田区九段北四丁目1番9号
東京グロースリート投資法人
執行役員 角替隆志

投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人の投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されず、かつ議決権行使書用紙が平成19年9月19日（水曜日）午後5時までに到着しないときは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第93条第1項および以下の本投資法人規約第23条第1項により、本投資主総会の議案につき賛成されたものとみなされます。

(本投資法人規約抜粋)

第23条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年9月20日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）6F 阿蘇の間
3. 会議の目的事項
決 議 事 項
 - 第1号議案 規約一部変更の件
議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」（3頁から20頁）に記載のとおりであります。
 - 第2号議案 資産運用委託契約の一部変更の承認の件
議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」（21頁から23頁）に記載のとおりであります。
 - 第3号議案 執行役員1名選任の件
 - 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件
 - 第5号議案 監督役員2名選任の件

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.tgr-inv.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるグロースリット・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 本投資法人の資産運用の基本方針及び投資態度において、運用資産の更なる成長を目指し、機動的な対応による優良な運用資産に対する取得機会の確保を図るため、「東京及び東京周辺都市部」という投資地域に関する制限を撤廃するものであります。
- (2) 東京証券取引所上場規程が改正され、上場投資法人の運用資産等に占める不動産等以外の資産についての保有制限が緩和されたことに伴い、本投資法人の資産運用の基本方針に必要な又は有用と認められる資産への投資を可能とするため、資産運用の対象となる資産の種類を拡大するものであります。
- (3) 役員の役割及び責任が一層高まっていることを踏まえ、役員の報酬額を妥当な水準とすることができるよう金額上限の変更を行うものであります。
- (4) 「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行並びに「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）の改正に伴い、現行規約の全般にわたって必要な字句の変更等を行うとともに、証券取引法の題名を金融商品取引法に変更するものです。また、法令の改正及び今後の改正に対応するため、資産運用の対象となる資産の定めにおいて証券取引法その他の法令及び条文の引用等を削除し、規定を簡素化するものです。
- (5) 本投資法人の設立に際して必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、現状では不要となった文言を削除するものであります。また、本投資法人のポートフォリオの拡大に伴い、資産運用会社との資産運用報酬の額及び支払に関する基準を見直し、これを変更するものであります。なお、係る資産運用報酬等の変更を踏まえ、本投資法人と資産運用会社であるグロースリート・アドバイザーズ株式会社が平成14年1月14日に締結した資産運用委託契約を一部変更することについては、本投資主総会の第2号議案として別途上程いたします。
- (6) 投信法の改正に伴い、今後、投資法人による短期投資法人債の発行が可能となることを踏まえ、本投資法人の機動的な資金調達を可能とするために、規定の変更を行うものであります。
- (7) 上記の他、条文の新設、削除に伴い条数の整備等を行うとともに、必要な規定の加除、表現の変更及び明確化、並びにその他字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 3 条 (本店の所在する場所) (記載省略)	第 3 条 (本店の所在地) (現行どおり)
第 4 条 (公告の方法) (記載省略)	第 4 条 (公告方法) (現行どおり)
第 2 章 投資口	第 2 章 投資口
第 6 条 (発行する投資口) 本投資法人の発行する投資口の総口数は、 200万口とします。 2. (記載省略) 3. 本投資法人の執行役員は、第 1 項の範囲 内において、役員会の承認を得た上で投 資口の追加発行ができるものとします。 当該投資口の追加発行における 1 口当 たりの発行価額は、本投資法人に属する資 産の内容に照らし公正な価額として役員 会で決定した価額とします。	第 6 条 (発行可能投資口総口数等) 本投資法人の発行可能投資口総口数は、200 万口とします。 2. (現行どおり) 3. 本投資法人の執行役員は、第 1 項の範囲 内において、役員会の承認を得た上でそ の発行する投資口を引き受ける者の募集 をすることができるものとします。募集 投資口 (当該募集に応じて当該投資口の 引受の申込をした者に対して割り当てる 投資口をいいます。) 1 口当たりの発行 価額は、発行日毎に均等に定めるもの とし、本投資法人の保有する資産 (以下 「運用資産」といいます。) の内容に照 らし公正な金額として執行役員が決定 し、役員会が承認する金額とします。
第 7 条 (投資口の取扱規則) 本投資法人の投資証券の種類、投資口の名義 書換、質権の登録及びその抹消及び投資証券 の再発行その他の手続き並びにその手数料に ついては法令又は本規約の外、役員会で定め る投資口取扱規則によります。	第 7 条 (投資口の取扱規則) 本投資法人の投資証券の種類、投資主名簿へ の記載又は記録及び投資証券の再発行その 他の手続き並びにその手数料については法令又 は本規約のほか、役員会で定める投資口取扱 規則によります。

現 行 規 約	変 更 案
<p>第8条（<u>投資法人が常時保持する最低限度の純資産額</u>）</p> <p>本投資法人が常時保持する<u>最低限度の純資産額</u>は、5,000万円とします。</p>	<p>第8条（<u>最低純資産額</u>）</p> <p>本投資法人の<u>最低純資産額</u>は、5,000万円とします。</p>
第3章 資産運用の対象及び方針	第3章 資産運用の対象及び方針
<p>第9条（資産運用の基本方針）</p> <p>本投資法人は、<u>主として東京及び東京周辺都市部の不動産等</u>（第11条第1項第1号乃至第3号に掲げる特定資産をいいます。）及び不動産対応証券（第11条第1項第4号乃至第9号に掲げる特定資産をいいます。）等の特定資産に投資することによって、本投資法人に属する資産の成長を目指して運用を行います。</p>	<p>第9条（資産運用の基本方針）</p> <p>本投資法人は、不動産等（第11条第1項第1号乃至第3号に掲げる特定資産をいいます。）及び不動産対応証券（第11条第1項第4号乃至第9号に掲げる特定資産をいいます。）等の特定資産に投資することによって、本投資法人に属する資産の成長を目指して運用を行います。</p>
<p>第10条（投資態度）</p> <p style="text-align: center;">（記載省略）</p> <p>2. （記載省略）</p> <p>3. 投資対象とする不動産等（不動産対応証券等を含みます。）は、<u>主に東京及び東京周辺都市部の賃貸収入により収益を見込むことができる不動産等</u>としますが、<u>その他国内地域に立地する不動産あるいは取得時ないし取得の直後から賃貸収入が発生する予定のない不動産等</u>であっても、投資法人の資産の運用状況に照らし、投資することが運用法人の資産運用において有益と判断される場合は当該不動産等を投資対象とします。</p>	<p>第10条（投資態度）</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. 投資対象とする不動産等（不動産対応証券等を含みます。）は、賃貸収入により収益を見込むことができる不動産等としますが、取得時ないし取得の直後から賃貸収入が発生する予定のない不動産等であっても、投資法人の資産の運用状況に照らし、投資することが運用法人の資産運用において有益と判断される場合は当該不動産等を投資対象とします。</p>
<p>第11条（資産運用の対象）</p> <p>主たる投資対象とする特定資産</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権</p> <p>(2) 不動産、地上権及び土地の賃借権を信託する信託（不動産に付随する金銭とあわせて信託する包括信託を含みます。）の受益権</p> <p>(3) （記載省略）</p>	<p>第11条（資産運用の対象）</p> <p>主たる投資対象とする特定資産</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権又は地役権</p> <p>(2) 不動産、地上権及び土地の賃借権又は地役権を信託する信託（不動産に付随する金銭とあわせて信託する包括信託を含みます。）の受益権</p> <p>(3) （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
(4) 特定目的会社に係る優先出資証券（ <u>証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。</u> 但し、第1号及び第2号を裏付けとするものに限ります。）	(4) 特定目的会社に係る優先出資証券（但し、第1号及び第2号を裏付けとするものに限ります。）
(5) 特定目的会社に係る特定社債券（ <u>証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。</u> 但し、第1号及び第2号を裏付けとするものに限ります。）	(5) 特定目的会社に係る特定社債券（但し、第1号及び第2号を裏付けとするものに限ります。）
(6) 特定目的信託に係る受益証券（ <u>証券取引法第2条第1項第7号の4で定めるものをいいます。</u> 但し、第1号及び第2号を裏付けとするものに限ります。）	(6) 特定目的信託に係る受益証券（但し、第1号及び第2号を裏付けとするものに限ります。）
(7) 投資信託の受益証券（ <u>証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。</u> 但し、主として第1号及び第2号を裏付けとするものに限ります。）	(7) 投資信託の受益証券（但し、第1号及び第2号を裏付けとするものに限ります。）
(8) 投資証券（ <u>証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。</u> 但し、主として第1号及び第2号を裏付けとするものに限ります。）	(8) 投資証券（但し、第1号及び第2号を裏付けとするものに限ります。）
(9)（記載省略）	(9)（現行どおり）
2. 本投資法人は、資金の効率的な運用に資するため、次に掲げる特定資産に投資することがあります。	2. 本投資法人は、資金の効率的な運用に資するため、次に掲げる特定資産に投資することがあります。
(1) 次に掲げる有価証券 （以下①から④につき記載省略）	(1) 次に掲げる有価証券 （以下①から④につき現行どおり）
⑤特定目的会社に係る特定社債券（ <u>証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。</u> 但し、第1項第5号のものを除きます。）	⑤特定目的会社に係る特定社債券（但し、第1項第5号のものを除きます。）
⑥コマーシャル・ペーパー（ <u>証券取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。</u> ）	⑥コマーシャル・ペーパー
⑦（記載省略）	⑦（現行どおり）

現 行 規 約	変 更 案
⑧投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。但し、第1項第7号のものを除きます。）	⑧投資信託の受益証券（但し、第1項第7号のものを除きます。）
⑨投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。但し、第1項第8号のものを除きます。）	⑨投資証券（但し、第1項第8号のものを除きます。）
⑩投資法人債券（投信法第2条第25項に定めるものをいいます。）	⑩投資法人債券
⑪外国投資証券（投信法第220条第1項に定めるものをいいます。）	⑪外国投資証券
⑫外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）	⑫外国貸付債権信託受益証券
⑬オプションを表示する証券又は証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）	⑬オプションを表示する証券又は証書
⑭預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるもので、上記①から④までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとしします。）	⑭預託証書
⑮（記載省略）	⑮（現行どおり）
⑯貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）	⑯貸付債権信託受益権
(以下⑰及び⑱につき記載省略)	(以下⑰及び⑱につき現行どおり)
(2) 金銭債権（「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」（以下「投信法施行令」といいます。）第3条第1号、第12号及び第14号に該当するものを除きます。）	(2) 金銭債権（「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」（以下「投信法施行令」といいます。）に定めるものをいい、普通預金、大口定期預金及び譲渡性預金も含みます。）
(新設)	(3) 金融先物取引に係る権利
(3) 金融デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第14号において定義される意味を有します。）	(4) 金融デリバティブ取引に係る権利

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>3. <u>本投資法人は、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、不動産等への投資にあたり必要がある場合には、次の各号に掲げる資産に投資することがあります。</u></p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>著作権法（昭和45年法律第48号。その後の改正を含みます。）に基づく著作権等</u></p> <p>(4) <u>民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。以下「民法」といいます。）第667条に定める組合（不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権等を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理等を目的としたものに限ります。）の出資持分</u></p> <p>(5) <u>動産（民法で規定される動産をいいます。）</u></p> <p>(6) <u>本項第1号乃至第4号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p> <p>(7) <u>資産流動化法第2条第6項に定める特定出資</u></p>
<p>第12条（投資制限） (記載省略)</p> <p>2. 前条第2項第3号に掲げる金融デリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクヘッジを目的とした運用に限るものとします。</p>	<p>第12条（投資制限） (現行どおり)</p> <p>2. 前条第2項第3号に掲げる<u>金融先物取引に係る権利及び第4号に掲げる金融デリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクヘッジを目的とした運用に限るものとします。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第14条（借入金及び投資法人債の発行等） 運用資産の効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕等又は分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済等の資金手当てを目的として、資金の借入れ又は投資法人債の発行をすることができるものとします。</p> <p>2. （記載省略）</p> <p>3. 借入れを行う場合、借入先は証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家に限るものとします。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第14条（借入金及び投資法人債の発行等） 運用資産の効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕等又は分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済等の資金手当てを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（<u>短期投資法人債を含みます。以下同じ。</u>）の発行をすることができるものとします。</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. 借入れを行う場合、借入先は<u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に定める適格機関投資家に限るものとします。</u></p> <p>4. <u>第1項の場合、本投資法人は運用資産を担保として提供することができるものとします。</u></p>
<p>第15条（資産評価の方法、基準及び基準日） 本投資法人の資産評価の方法は、下記のとおり運用資産の種類毎に定めます。</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権</p> <p style="text-align: center;">（記載省略）</p> <p>(2) 不動産、土地の賃借権及び地上権を信託する信託の受益権</p> <p style="text-align: center;">（記載省略）</p> <p>(3) 匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が、第1号及び第2号に掲げる資産の場合はそれぞれに定める評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額をもって評価します。</p> <p>（以下(4)から(6)につき記載省略）</p>	<p>第15条（資産評価の方法、基準及び基準日） 本投資法人の資産評価の方法は、下記のとおり運用資産の種類毎に定めます。</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権又は地役権</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>(2) 不動産、土地の賃借権及び地上権又は地役権を信託する信託の受益権</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>(3) 匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が、第1号及び第2号に掲げる資産の場合はそれぞれに定める評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額をもって評価します。</p> <p>（以下(4)から(6)につき現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(7) その他</p> <p>①上記に定めがない場合については、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価します。</p> <p>②(記載省略)</p> <p>(8) (記載省略)</p>	<p>(7) <u>金融先物取引に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利</u></p> <p>①<u>証券取引所に上場されている金融先物取引及び金融デリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> 当該取引所における最終市場価格に基づき算出した価格により評価します。</p> <p>②<u>証券取引所の相場がない非上場金融先物取引及び金融デリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された評価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、<u>取得評価額</u>により評価します。</p> <p>③<u>上記に係らず、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用することができるものとします。</u></p> <p>(8) その他</p> <p>①上記に定めがない場合については、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価します。</p> <p>②(現行どおり)</p> <p>(9) (現行どおり)</p>
第 4 章 計 算	第 4 章 計 算
<p>第17条 (金銭の分配の方針)</p> <p>本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行います。</p>	<p>第17条 (金銭の分配の方針)</p> <p>本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行います。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、<u>不動産（本投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含みます。）から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設使用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金又はそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収入、利子・配当収入、及びこれらに類する収益に資産の売買損益及び償還差損益を加減し、諸費用（減価償却費を含みます。）、支払利息、資産運用報酬等を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を補填した後の金額とします。なお、損失が生じた場合は次期へ繰り越すものとします。</u></p> <p>(以下(2)から(4)につき記載省略)</p> <p>(5) 分配金の分配方法 分配金は、金銭により分配するものとし、決算期現在の投資主名簿に記載のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の保有口数に応じて分配します。</p> <p>(6) (記載省略)</p>	<p>(1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、<u>投信法又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益（決算期の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいう。）の金額とします。</u></p> <p>(以下(2)から(4)につき現行どおり)</p> <p>(5) 分配金の分配方法 分配金は、金銭により分配するものとし、決算期現在の投資主名簿に記載又は<u>記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の保有口数に応じて分配します。</u></p> <p>(6) (現行どおり)</p>
第5章 投資主総会	第5章 投資主総会
<p>第18条（招集） (記載省略)</p> <p>2. 投資主総会は、東京都23区内のいずれかにおいて<u>招集</u>します。</p>	<p>第18条（招集） (現行どおり)</p> <p>2. 投資主総会は、東京都23区内のいずれかにおいて、<u>原則として2年に1回以上開催</u>します。</p>
<p>第21条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって<u>決</u>します。</p>	<p>第21条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって<u>行うもの</u>とします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>第22条（議決権の代理行使）</u> <u>投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、議決権を行使することができます。</u> 2. <u>前項において当該投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎にその代理権を証する書面をあらかじめ本投資法人に提出しなければならないものとします。</u></p>
<p><u>第22条（書面による議決権行使）</u> <u>投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができます。</u></p> <p>2. 書面によって行使した議決権の数は、出席した議決権の数に算入します。</p>	<p><u>第23条（書面による議決権の行使）</u> <u>書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時まで</u> <u>に当該記載した議決権行使書面を本投資法人に提出することにより行います。</u></p> <p>2. <u>前項の定めに基づき書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。</u></p>
<p><u>第23条（みなし賛成）</u> （記載省略）</p>	<p><u>第24条（みなし賛成）</u> （現行どおり）</p>
<p><u>第24条（基準日）</u> 本投資法人は、決算期から3箇月以内の日を会日とする投資主総会を開催する場合、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とします。</p>	<p><u>第25条（基準日）</u> 本投資法人は、決算期から3箇月以内の日を会日とする投資主総会を開催する場合、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 前項のほか、必要がある場合は、役員会の決議によって、予め公告して、一定の日における投資主名簿に記載されている投資主又は登録投資口質権者をもって、<u>その権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者</u>とすることができるものとします。</p>	<p>2. 前項のほか、必要がある場合は、役員会の決議によって、予め公告して、一定の日における投資主名簿に記載<u>又は記録</u>されている投資主又は登録投資口質権者をもって、<u>投資主総会において権利を行使することができる者</u>とすることができるものとします。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第26条（投資主総会議事録）</u> 投資主総会に関する議事については、議長が議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令で定める事項を記載した議事録を作成</u>します。なお、作成した議事録は10年間本投資法人の本店に備置くものとします。</p>
<p>第6章 執行役員、監督役員及び役員会</p>	<p>第6章 執行役員、監督役員及び役員会</p>
<p><u>第25条（執行役員及び監督役員の員数）</u> 執行役員は2名以内、監督役員は3名以内とします。但し、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上とします。</p>	<p><u>第27条（役員の員数並びに役員会の構成）</u> 執行役員は2名以内、監督役員は3名以内（但し、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上とします。）とし、<u>執行役員と監督役員（以下、「役員」と総称します。）をもって役員会を構成</u>します。</p>
<p><u>第26条（執行役員及び監督役員の選任）</u> 執行役員及び監督役員は、投資主総会において選任します。</p>	<p><u>第28条（役員の選任）</u> 役員は、投資主総会において選任します。</p>
<p><u>第27条（執行役員及び監督役員の任期）</u> 執行役員及び監督役員の任期は、<u>就任後2年</u>とします。 但し、補欠又は増員のため選任された<u>執行役員及び監督役員</u>の任期は、前任者の残存期間と同一とします。</p>	<p><u>第29条（役員の任期）</u> 役員の任期は、<u>選任後2年以内</u>とします。 但し、補欠又は増員のため選任された役員の任期は、前任者の残存期間と同一とします。</p>
<p><u>第28条（役員会）</u> 執行役員及び監督役員をもって役員会を構成します。 2. 役員会の決議は、構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行います。</p>	<p><u>第30条（役員会の決議）</u> (削除) 役員会の決議は、<u>法令又は本規約に別段の定めがない限り、その構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数の議決</u>をもって行います。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 前項の決議につき特別の利害関係を有する<u>執行役員及び監督役員</u>は決議に参加できません。</p> <p>4. 前項の規定により決議に参加できない<u>執行役員及び監督役員</u>は第1項の構成員及び出席者の数に参入しません。</p>	<p>2. 前項の決議につき特別の利害関係を有する役員は決議に参加できません。</p> <p>3. 前項の規定により決議に参加できない役員は第1項の構成員及び出席者の数に参入しません。</p>
<p>第29条（役員会の招集及び議長） 役員会は、執行役員が1名の場合はその執行役員が、執行役員が2名の場合は、役員会招集権者が招集し、その議長となります。</p> <p>（以下2.及び3.につき記載省略）</p> <p>4. 役員会を招集するには、会日より3日前までに各<u>執行役員及び監督役員</u>にその通知を発することとします。但し、緊急の必要がある場合には、更にこれを短縮することができます。</p>	<p>第31条（役員会の招集及び議長） 役員会は、<u>法令に別段の定めがある場合のほか</u>、執行役員が1名の場合はその執行役員が、執行役員が2名の場合は、役員会招集権者が招集し、その議長となります。</p> <p>（以下2.及び3.につき現行どおり）</p> <p>4. 役員会を招集するには、会日より3日前までに各役員にその通知を発することとします。但し、緊急の必要がある場合には、更にこれを短縮することができます。</p>
<p>第30条（<u>執行役員及び監督役員</u>の責任免除） （記載省略）</p>	<p>第32条（役員の責任免除） （現行どおり）</p>
<p>第31条（<u>執行役員及び監督役員</u>の報酬の支払に関する基準） 執行役員報酬は1名につき月額<u>30万円</u>を上限とし、監督役員報酬は1名につき月額<u>20万円</u>を上限とし、それぞれの報酬月額は役員会で決定し、当月分を当月末までにそれぞれ指定の口座への振込みにより支払います。</p>	<p>第33条（役員の報酬の支払に関する基準） 執行役員報酬は1名につき月額80万円を上限とし、監督役員報酬は1名につき月額40万円を上限とし、それぞれの報酬月額は役員会で決定し、当月分を当月末までにそれぞれ指定の口座への振込みにより支払います。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第34条（<u>役員会議事録</u>） <u>役員会に関する議事については、議長が議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載した議事録を作成し、出席した役員が、これに署名又は記名押印するものとします。なお、作成した議事録は10年間本投資法人の本店に備置くものとします。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第35条（<u>役員会規程</u>） <u>役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるもののほか、役員会において定める役員会規程によるものとします。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
第 7 章 会計監査人	第 7 章 会計監査人
第32条（選任） （記載省略）	第36条（選任） （現行どおり）
第33条（任期） （記載省略）	第37条（任期） （現行どおり）
第34条（会計監査人の報酬の支払に関する基準） （記載省略）	第38条（会計監査人の報酬の支払に関する基準） （現行どおり）
第 8 章 投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託会社	第 8 章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者
<p>第35条（資産の運用、保管及びその他事務に係る業務の委託） 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>投資信託委託業者（以下「資産運用会社」といいます。）</u>へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託します。本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法第117条に定める事務（以下「一般事務」といいます。）については第三者へ委託します。</p> <p>2. 本投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資主名簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務並びに投資法人債権者に係る事務は、募集の都度、<u>一般事務受託会社</u>を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとします。</p>	<p>第39条（資産の運用、保管及びその他事務に係る業務の委託） 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を資産運用会社へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託します。本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法第117条に定める事務（以下「一般事務」といいます。）については第三者へ委託します。</p> <p>2. 本投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資主名簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務並びに投資法人債権者に係る事務は、募集の都度、<u>一般事務受託者</u>を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第36条（資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準）</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、<u>第37条第2項（6）に定める通りとします。</u></p>	<p>第40条（資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準）</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、<u>運用報酬、取得報酬及び譲渡報酬から構成され、具体的な金額又は計算方法並びに支払い時期は以下のとおりとします。</u></p> <p><u>運用報酬</u></p> <p><u>本投資法人の運用する資産の月末総資産額に応じて、以下の料率を乗じた金額の合計額を12で除した金額（1円未満切捨て）を月額報酬の上限として、3月、6月、9月及び12月の各末日を最終日とする各四半期毎に、当該四半期末日経過後2箇月以内に支払います。</u></p> <p><u>500億円以下の部分に対して0.43%</u></p> <p><u>500億円超1,000億円以下の部分に対して0.33%</u></p> <p><u>1,000億円超の部分に対して0.23%</u></p> <p><u>取得報酬</u></p> <p><u>本投資法人が運用の対象たる不動産等及び信託の受益権その他資産の裏付けとなる不動産等を取得した場合、その売買代金（建物に係る消費税相当分を除く）の0.5%を上限とした金額を、当該資産を取得した日の属する月の月末後3箇月以内に支払います。</u></p> <p><u>譲渡報酬</u></p> <p><u>本投資法人が運用の対象たる不動産等及び信託の受益権その他資産の裏付けとなる不動産等を資産運用会社の媒介により譲渡した場合、その売買代金（建物に係る消費税相当分を除く）の0.5%を上限とした金額を、当該資産を譲渡した日の属する月の月末後3箇月以内に支払います。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>第37条（資産運用会社の名称及び住所並びに資産運用委託契約の概要）</u></p> <p><u>資産運用会社の名称及び住所</u></p> <p>名称：グロースリート・アドバイザーズ株式会社</p> <p>住所：東京都千代田区九段北4丁目1番9号</p> <p>2. <u>資産運用委託契約の概要</u></p> <p>(1) <u>委託する業務内容；本投資法人の資産の運用に係る業務</u></p> <p>(2) <u>契約期間；本投資法人の成立日を契約の効力発生日とし、契約期間は効力発生日から3年間とします。期間満了の6箇月前までに相手方に対する書面による申出がなされなかったときは、更に3年間契約期間を延長するものとします。</u></p> <p>(3) <u>契約期間中の解約に関する事項；</u></p> <p>i <u>他方の当事者に対して6箇月前までに書面をもって解約を予告し、本投資法人は投資主総会の承認を得た上で、資産運用会社は投資法人の承認を得た上で、契約を解約することができます。</u></p>	<p>(全文削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>ii <u>本投資法人は、資産運用会社が下記の①又は②のいずれかに該当するときは、役員会の決議により資産運用委託契約を解約することが出来ません。</u></p> <p><u>①資産運用会社が職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。</u></p> <p><u>②上記①に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引続き委託することに堪えない重大な事由があるとき。</u></p> <p>iii <u>本投資法人は、資産運用会社が下記の①から③のいずれかに該当するときは、資産運用委託契約を解約しなければなりません。</u></p> <p><u>①投資信託委託業者でなくなったとき。</u></p> <p><u>②投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき。</u></p> <p><u>③解散したとき。</u></p> <p>(4) <u>契約内容の変更に関する事項；当事者間で協議の上、関係法令との整合性及び準則性を遵守して、本投資法人は役員会の承認を得た上で、当事者間の合意により契約内容を変更することができます。</u></p> <p>(5) <u>再委託に関する事項；本投資法人の役員会で承認を得た場合は、資産の運用に係る業務の一部について他の資産運用会社に再委託することができます。</u></p> <p>(6) <u>支払報酬に関する事項；資産運用会社に対する報酬は、運用報酬1、運用報酬2及び取得・譲渡報酬から構成され、具体的な金額又は計算方法並びに支払い時期は以下のとおりとします。</u></p>	

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>運用報酬 1</u> <u>本投資法人の運用する資産の月末純資産額に応じて、以下の料率を乗じた金額の合計額を12で除した金額（1円未満切捨て）を月額報酬として当該月の翌月末までに支払います。</u></p> <p><u>100億円以下の部分に対して1.0%</u> <u>100億円超300億円以下の部分に対して0.8%</u> <u>300億円超500億円以下の部分に対して0.6%</u> <u>500億円超の部分に対して0.5%</u></p> <p><u>運用報酬 2</u> <u>本投資法人の決算期間ごとに計算される運用報酬 2 控除前の分配可能金額（本投資法人規約第17条に定めるものをいいます。）に対し、3%を上限として役員会が決定した料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を決算期後3箇月以内に支払います。</u></p> <p><u>取得・譲渡報酬</u> <u>本投資法人が運用の対象たる不動産等及び信託の受益権その他資産の裏付けとなる不動産等を取得又は譲渡した場合、その売買代金（建物に係る消費税相当分を除く）の0.5%を上限とした金額を、当該資産を取得又は譲渡した日の属する月の翌月末までに支払います。</u></p>	
第 9 章 その他	第 9 章 その他
<p><u>第38条（諸費用の負担）</u> <u>本投資法人は、運用資産に関する租税、一般事務受託会社、資産保管会社及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた事務を処理するに際し要する諸費用ならびに立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合は、かかる遅延利息又は損害金を負担します。</u></p>	<p><u>第41条（諸費用の負担）</u> <u>本投資法人は、運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた事務を処理するに際し要する諸費用並びに立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合は、かかる遅延利息又は損害金を負担します。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 前号に加え、次の各号に掲げる費用を負担します。</p> <p>(以下(1)から(6)につき記載省略)</p> <p>(7) 執行役員及び監督役員に係る実費、保険料、立替金等並びに投資主総会及び役員会等の開催に伴う費用</p> <p>(以下(8)及び(11)につき記載省略)</p>	<p>2. 前号に加え、次の各号に掲げる費用を負担します。</p> <p>(以下(1)から(6)につき現行どおり)</p> <p>(7) 役員に係る実費、保険料、立替金等並びに投資主総会及び役員会等の開催に伴う費用</p> <p>(以下(8)及び(11)につき現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>本規約上、金融商品取引法に係る部分については、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)第3条の施行日から、短期投資法人債に係る部分については、同法第5条の施行日から有効となるものとします。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除するものとします。</u></p>

第2号議案 資産運用委託契約の一部変更の承認の件

1. 議案の要領及び変更の理由

本投資法人のポートフォリオの拡大に伴い、本投資法人とその資産運用会社であるグロースリート・アドバイザーズ株式会社が平成14年1月14日に締結した資産運用委託契約（その後の変更を含みます。）に定める委託業務報酬及び支払時期について見直しを行うものであります。

なお、今回の見直しについて本投資法人と資産運用会社は平成19年7月27日付で資産運用委託契約変更契約を締結しておりますが、本議案及びに係る変更契約は、第1号議案（規約一部変更の件）のうち、本投資法人規約の変更案第40条（現行規約第36条及び第37条の変更）が承認可決されることを条件として効力が発生するものであります。また、係る変更により資産運用会社の業務内容や提供するサービス水準に一切の変更が生ずるものではありません。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

変 更 前	変 更 案
<p>第7条 本投資法人に対する報酬は、<u>運用報酬1</u>、<u>運用報酬2</u>及び<u>取得・譲渡報酬</u>とし、具体的な金額又は計算方法ならびに支払い時期は以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>運用報酬1</u> 本投資法人の運用する資産の月末<u>純資産額</u>に応じて、以下の料率を乗じた金額の合計額を12で除した金額（1円未満切捨て）を月額報酬とし、<u>毎月末から1ヶ月</u>以内に支払う。</p> <p><u>100億円以下の部分に対して1.0%</u> <u>100億円超300億円以下の部分に対して0.8%</u> <u>300億円超500億円以下の部分に対して0.6%</u> <u>500億円超の部分に対して0.5%</u></p>	<p>第7条 本投資法人に対する報酬は、<u>運用報酬</u>、<u>取得報酬及び譲渡報酬</u>とし、具体的な金額又は計算方法ならびに支払い時期は以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>運用報酬</u> 本投資法人の運用する資産の月末<u>総資産額</u>に応じて、以下の料率を乗じた金額の合計額を12で除した金額（1円未満切捨て）を月額報酬の<u>上限</u>として、<u>3月、6月、9月及び12月の各末日を最終日とする各四半期毎に、当該四半期末日経過後2箇月</u>以内に支払う。</p> <p><u>500億円以下の部分に対して0.43%</u> <u>500億円超1,000億円以下の部分に対して0.33%</u> <u>1,000億円超の部分に対して0.23%</u></p>

変 更 前	変 更 案
<p>(2) <u>運用報酬 2</u> <u>本投資法人の決算期間ごとに計算される運用報酬 2 控除前の分配可能金額（本投資法人の規約第17条に定めるものをいいます。）</u>に対し、<u>3%を上限として役員会が決定した料率を乗じた金額（1円未満切捨て）</u>を決算日後3ヶ月以内に支払う。</p> <p>(3) <u>取得・譲渡報酬</u> 本投資法人が運用の対象たる不動産等及び信託の受益権その他資産の裏付けとなる不動産等を取得又は譲渡した場合、その売買代金（建物に係る消費税相当分を除く）の0.5%を上限とした金額を、当該資産を取得又は譲渡した日の属する月の翌月末までに支払う。 （新設）</p> <p>(4) 支払い方法等 （記載省略）</p>	<p>(削除)</p> <p>(2) <u>取得報酬</u> 本投資法人が運用の対象たる不動産等及び信託の受益権その他資産の裏付けとなる不動産等を取得した場合、その売買代金（建物に係る消費税相当分を除く）の0.5%を上限とした金額を、当該資産を取得した日の属する月の月末後3箇月以内に支払う。</p> <p>(3) <u>譲渡報酬</u> 本投資法人が運用の対象たる不動産等及び信託の受益権その他資産の裏付けとなる不動産等を資産運用会社の媒介により譲渡した場合、その売買代金（建物に係る消費税相当分を除く）の0.5%を上限とした金額を、当該資産を譲渡した日の属する月の月末後3ヶ月以内に支払う。</p> <p>(4) 支払い方法等 （現行どおり）</p>

変更契約の締結先である資産運用会社は以下のとおりであります。

名 称	グロースリート・アドバイザーズ株式会社	
住所（本店）	東京都千代田区九段北四丁目1番9号	
沿 革	平成13年4月12日	会社設立
	平成13年6月2日	宅地建物取引業免許取得（東京都知事(1)第79708号）
	平成13年8月7日	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得（認可番号国土交通大臣認可第10号）
	平成13年9月14日	投資信託委託業者に係る業務認可取得（認可番号内閣総理大臣第15号）
	平成14年4月1日	株式会社東京リート投信からエスピーアイリート投信株式会社に社名変更 本店所在地を東京都渋谷区渋谷から東京都港区西新橋へ移転
	平成15年5月31日	エスピーアイリート投信株式会社から株式会社パワーインベストメントに社名変更
	平成15年7月1日	本店所在地を東京都港区西新橋から東京都新宿区西新宿へ移転
	平成16年5月6日	本店所在地を東京都新宿区西新宿内において移転
	平成18年5月29日	本店所在地を東京都新宿区西新宿から東京都千代田区九段北へ移転
	平成18年5月29日	株式会社パワーインベストメントからグロースリート・アドバイザーズ株式会社に社名変更

第3号議案 執行役員1名選任の件

執行役員角替隆志は、平成19年9月30日をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、あらためて平成19年10月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものであります。

本議案における執行役員の任期は、平成19年10月1日より2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況	所有する 投資口数 (口)
角 替 隆 志 (昭和30年4月18日)	昭和53年4月 富士ゼロックス株式会社入社 昭和57年9月 等松・青木監査法人（現監査法人トーマツ）入所 昭和60年9月 アスカコンサルティング株式会社入社 平成3年9月 角替隆志税理士事務所（現麴町税理士法人）開業（現任） 平成16年1月 本投資法人監督役員就任（現任） 平成18年5月 本投資法人執行役員就任（現任）	0

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況	所有する 投資口数 (口)
芝 辻 直 基 (昭和33年7月31日)	昭和57年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 昭和63年4月 ドイツ銀証券会社東京支店（現ドイツ証券株式会社） 入社 平成6年7月 クレディ・リヨネ証券会社東京支店（現カリヨン証券会社東京支店） 入社 平成13年8月 極東証券株式会社入社 平成13年12月 ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社代表取締役 平成14年4月 同社取締役 平成15年10月 同社チーフ・フィナンシャル・オフィサー 平成18年6月 株式会社パワーインベストメント（現グロースリート・アドバイザーズ株式会社）代表取締役社長（現任）	0

(注) 上記補欠執行役員候補者芝辻直基は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているグロースリート・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長であります。投信法第13条に基づき平成19年6月26日付で金融庁長官より兼職の承認を得ております。

第5号議案 監督役員2名選任の件

監督役員染井法雄及び三木正志は、平成19年9月30日をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、あらためて平成19年10月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものであります。

本議案における監督役員の任期は、本投資法人の規約の定めにより、平成19年10月1日より2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況	所有する投資口数 (口)
1	染井法雄 (昭和31年11月23日)	昭和62年4月 弁護士登録 昭和62年4月 海老原茂法律事務所入所 平成3年4月 染井法律事務所(現染井・前田・中川法律事務所)開業(現任) 平成16年1月 本投資法人監督役員就任(現任)	0
2	三木正志 (昭和27年5月5日)	昭和50年4月 山一証券株式会社入社 昭和55年1月 株式会社システムハウスミルキーウェイ代表取締役専務 昭和57年10月 公認会計士登録 平成10年10月 株式会社ユニシク代表取締役社長 平成16年4月 株式会社ミロク情報サービス執行役員営業副本部長 平成18年4月 同社執行役員営業本部会計事務所チャンネル事業部長(現任) 平成18年5月 本投資法人監督役員就任(現任)	0

[参考事項]

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第23条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

〈メモ欄〉

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

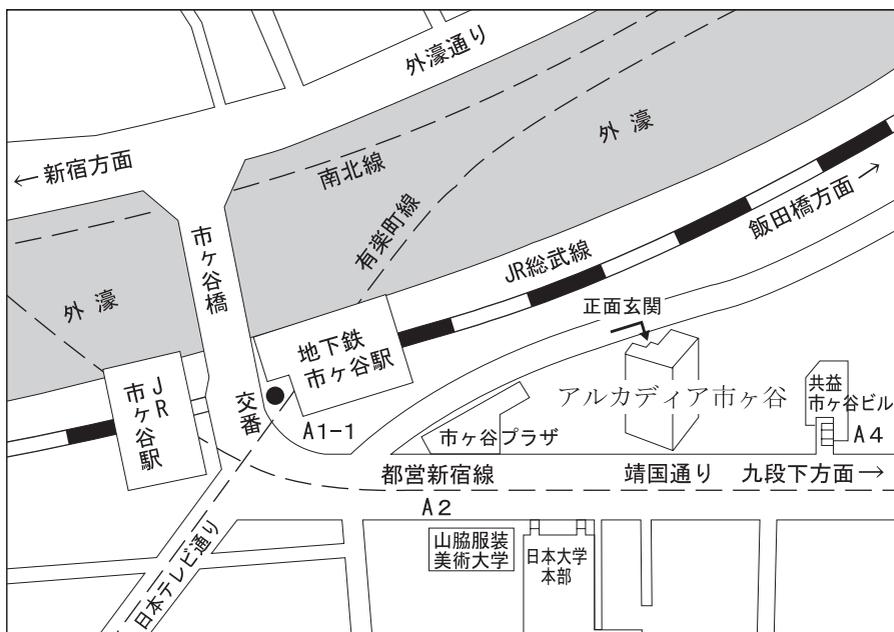
投資主総会会場ご案内略図

【会 場】 東京都千代田区九段北四丁目 2 番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館） 6 F 阿蘇の間

【電話番号】 03-3261-9921

【最寄り駅】 JR線「市ヶ谷」駅
東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷」駅A 1-1 出口
都営地下鉄新宿線「市ヶ谷」駅A 1-1、A 4 出口

※各出口より徒歩約2分



お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。